



Title	黒水城出土「宋西北辺境軍政文書」：概要と研究状況
Author(s)	伊藤，一馬
Citation	内陸アジア言語の研究. 2012, 27, p. 161-180
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/69749
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

黒水城出土「宋西北辺境軍政文書」 ——概要と研究状況——

伊 藤 一 馬

はじめに

1909 年、ロシアのコズロフ探検隊は、エチナ河下流域に位置する黒水城（カラホト）遺址（現中国内蒙古自治区額濟納旗）から西夏時代の大量の文物を発見・将来した。現在はサンクトペテルブルクのロシア科学アカデミー東方文献研究所（以下、研究所）に所蔵されているこれらの文物の中に、西夏語の韻書『文海』『文海雜類』がある。この2点の西夏語韻書は、いずれも宋代の官文書を利用し、その背面に印刷されている。この宋代の文書群は、全部で109葉から成っており「宋西北辺境軍政文書」（以下、「宋西北文書」と分類される。この109葉の文書は、『文海』『文海雜類』のページ順に沿って1葉ずつ通し番号が振られているが、研究所では現在『文海』『文海雜類』の2つの冊子として保存されている。

この「宋西北文書」は、1984年にコズロフ将来品の分類・整理を行った『メンシコフ目録』⁽¹⁾が出版されたことで、日本でもその存在は知られていた。しかし、そこに記されていたのは年代・人名・地名・官職名など極めて断片的な情報に留まっており、個別の文書の内容までは分からなかった。また、文書の図版も公開されなかったため、本格的な研究に利用できる状況ではなかった。その後、コズロフ将来品を収録した『俄蔵黒水城』の刊行が1996年に始まり、2000年に刊行された第6巻に「宋西北文書」全109葉の写真図版、ならびにほぼすべての録文や解説を付した「叙録」が収録されたことで、「宋

(1) 『メンシコフ目録』出版当時の状況は、「訳注稿」（一）、pp. 78-79; 近藤 2005, p. 2 参照。

西北文書」はついにその全貌を現し、宋代史研究における貴重な一次文書史料として研究者の注目をにわかに集めることとなったのである。そして、後述するように、『俄蔵黒水城』第6巻の刊行以後、現在にいたる10年余りのうちに、近藤2005や孫継民2009aをはじめとする多くの研究が発表されているのである。

ところで、これまでの研究の多くは『俄蔵黒水城』第6巻の写真図版や既発表の録文に依拠しており、研究所で「宋西北文書」を実見したものはない。しかしながら、一次文書史料の利用には、既発表の録文よりは写真図版や画像、さらには所蔵機関での実見に依拠すべきであることは言を俟たない。研究所での実見調査がほとんど行われていないのは、研究所での文書閲覧申請の手続きについて知られていないことが理由として考えられる。また、写真図版や、全文書の録文を提示した孫継民2009aに依拠すれば十分であると考えられているのかもしれない。筆者は2010年2月、2011年2月の二度、研究所で「宋西北文書」の実見調査を行い、写真図版からは窺えない古文書学的情報、不鮮明であった朱印の印文、文書の別面（西夏語面）への押印などを確認することができた。同時に、「宋西北文書」の所蔵状況が正しく認識されていないことにも気付いた。本稿では筆者の経験に基づき、研究所での文書閲覧申請のための手続きや、「宋西北文書」の所蔵状況を紹介する。

また、「宋西北文書」の性格については、『俄蔵黒水城』第6巻の刊行以来、未解明の点がある。それは、宋代の文書群であるこの「宋西北文書」が、宋の領域から遠く離れた黒水城遺址から発見された由来に関わる、①文書群の原保管地、②西夏への流入時期と流入経緯、③黒水城へ運ばれた経緯という、3点である。③については依然として不明とせざるを得ないが、「宋西北文書」の各文書の分析も進み、文書群の概要もより具体的になりつつある現時点では、①②についてはある程度の「答え」を出すことが可能であるように思わ

(2) 二度の調査では、研究所所長のイリーナ・ポポヴァ氏、ならびに東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所の荒川慎太郎氏、さらに関係各位の多大なご尽力・ご厚意を賜った。この場を借りて心よりの感謝を申し上げたい。

れる。本稿では、「宋西北文書」の概要を整理するとともに、上記①②の点についてこれまでの見解に加え私見も交えつつ述べてみたい。

最後に、これまでの「宋西北文書」の研究状況を整理するとともに、先行研究に見られる誤解や注意点なども指摘する。あわせて、「宋西北文書」を利用することで、今後どのような展望が拓けるのかも考えてみたい。

1. 「宋西北文書」の所蔵状況

「宋西北文書」はすでに紹介したように『文海』『文海雑類』の印刷に再利用された。そのため、研究所では現在『文海』『文海雑類』のページ順に沿って装丁し直され、2点の冊子として保存されている。「宋西北文書」は109葉から成り、各葉に1から109までの通し番号が1葉ずつに振られているが、その番号は『文海』『文海雑類』のページ順に沿っており、各葉の番号と内容に相関関係はない。109葉のうち、1～88葉が『文海』、89～109葉が『文海雑類』である。なお、各葉には「叙録」や孫継民2009aによって個別題名も付されているが、後述するようにその定名には問題点もあるので、本稿では各葉に振られた通し番号のみを用いて、「109-28 文書」のように表記する。

さて、コズロフ将来品の整理に長年従事していたメンシコフ氏による漢文文書の目録[『メンシコフ目録』]によれば、「宋西北文書」には「ТФ-14, 15, Инв. No. 211, 213」という整理番号が与えられている。一方、西夏文献の目録[『刊本写本目録』]では『文海』に「Танг. 14, Инв. No. 211」、『文海雑類』に「Танг. 15, Инв. No. 213」という整理番号がそれぞれ与えられている。一見して明らかなように双方の目録の番号は同じものを指しており、『メンシコフ目録』では『文海』『文海雑類』を一括して示していることが分かる。

その後『俄藏黑水城』第6巻の刊行に伴って付された「叙録」は、「宋西北文書」に「Инв. No. 211, 213」という番号を与えている。まず気付くのは、本来は『文海雑類』を示していた「213」がイタリックになっている点である。また、「叙

録」の解説文は、「宋西北文書」は西夏流入後すべて紙背に『文海寶韻』が印刷された、としている[「叙録」p. 49]. これによれば、「叙録」は「宋西北文書」がすべて『文海寶韻』の印刷に利用されたと考え、本来は『文海』と『文海雜類』の2つに与えられていた「ИHB. No. 211」と「ИHB. No. 213」の番号を無理に「ИHB. No. 211, 213」という1つの番号にしてしまったと考えられる。

「宋西北文書」がすべて『文海寶韻』の印刷に利用され、「ИHB. No. 211, 213」という整理番号を付すという「叙録」で示された考え方は、『俄藏黑水城』第6巻の刊行以後、そのまま踏襲されている⁽³⁾[cf.「訳注稿」(一), p. 79; 近藤2005, p. 2; 孫繼民2009a 前言, p. 3]. しかしながら、研究所では『文海』と『文海雜類』の2つの冊子として保存され、番号もそれぞれ別に与えられているので、「叙録」の記述は不適切ということになる⁽⁴⁾。

なお、研究所では2006年に所蔵物品の整理番号を付け直しており、現在はその新番号が利用されている。新番号では『文海』が「Танг. 14/1, ИHB. No. 50」, 『文海雜類』が「Танг. 15, ИHB. No. 52」となっている。ただし、現時点では新番号による目録などは出版されていない⁽⁵⁾。

以上が研究所での「宋西北文書」の所蔵状況である。

(3) 他にも、整理番号を「ИHB. No. 211-213」と表記するものもある[朱徳軍2010, p. 70].

(4) なお、『メンシコフ目録』の中国語訳である『孟黒録』では、「宋西北文書」に「ТФ-14, 15, ИHB. No. 211, 213」の番号を与え、『文海』と『文海雜類』の印刷に使用されたと正しく記述している[『孟黒録』pp. 245-246].

(5) 研究所での閲覧申請のための流れは以下の通りである。まず閲覧を希望する文書のリストを事前に研究所の所長にEメールなどで送って申請する。これに対して所長の許可が下りれば、研究所での閲覧が可能となるが、調査初日に改めて閲覧リストを持参して所長の署名をもらう必要がある。ただし、文書の補修や展覧会への出展などにより希望する文書が閲覧できない場合もある。あとは、そのリストを資料室の出納係りに見せれば文書を出納してくれる。リストには文書番号を記す必要があるが、2006年に付け直された新番号の目録は出版されていないため、それ以前の目録の旧番号と、依拠した目録を記して申請すればよい。なお、1度に多くの文書の閲覧を申請しても、1回に出納できるのは1人5点までに限られているので注意が必要である。「宋西北文書」については、『文海』と『文海雜類』の2点を申請すればよく、この点の心配はない。

2. 「宋西北文書」の概要と性格

(1) 「宋西北文書」の概要

『俄藏黑水城』第6巻の刊行以来、白濱 [2003]、近藤一成 [2005, pp. 2-7]、陳瑞青 [2008]、孫繼民 [2009a 前言, pp. 1-15] 諸氏によって概要は整理されている。しかし、個々の文書の分析が進んでいなかったこともあり、曖昧な点や不適切な点もある。ここでは最新の研究成果も踏まえつつ、改めて「宋西北文書」の概要を整理する。

まず「宋西北文書」の古文書学的情報を述べておく。「宋西北文書」は『文海』『文海雜類』の印刷に利用されたため、その書幅に合わせて天地左右が截断され、すべて縦約 29.5 cm×横約 37.5 cm という寸法になっている。天地左右のどの部分が多く截断されてしまっているかは文書によってそれぞれ差があるが、完存している文書は皆無である。本来は一連の内容を持っていたと推測される文書も多いが、残念ながら直接接合するものはない。また、多くの文書には日付などの上や左右の端に墨印や朱印が捺されている。このうち、特に朱印については滲みが激しく、ごく一部を除き印文の判読は困難である。

さて、「宋西北文書」109 葉のうち、紀年を有するものは 50 葉あり、北宋政和八年（1118）から南宋建炎二年（1128）まで、さらに金により華北に建てられた傀儡政權・斉国の阜昌二年（1131）がある。また、50 葉の内訳は、政和八年が 1 葉、宣和七年（1125）が 20 葉、靖康元年（1126）が 6 葉、靖康二年・建炎元年（1127）が 12 葉、建炎二年（1128）が 10 葉、阜昌二年が 1 葉である。⁽⁶⁾

(6) このうち最も古い政和八年の紀年を持つ 109-49 文書について孫繼民氏は、靖康元年に発出された 109-33 文書と同一の筆致であり、109-33 文書と同時に作成された写しであると指摘する [孫繼民 2009a 前言, p. 7; 2009a, p. 297; cf. 伊藤 2012, p. 66, 注 8; 赤木 2012, p. 79]。また、50 葉以外に補修紙が貼られているために写真図版からでは「建炎」しか確認できない 109-98 文書がある。メンシコフ氏はここを「建炎五年正月二十三日」とし、「叙録」もそれを踏襲している [『孟黒録』p. 274; 「叙録」p. 59]。これに対して孫繼民・張春蘭氏は、建炎に五年はなく元年の誤りだろうと指摘する [孫繼民・張春蘭 2005, p. 326]。筆者が実見調査の際に文書を透かして見た結果、「建炎元年五月二十三日」と確認できた [伊藤 2012, pp. 66-67, 注 17]。また、「宋西北文書」中には月日のみが記されている文書もある。

この 50 葉以外についても、孫繼民氏が内容の関係性などにに基づき年代を考察し、編年整理を行っている〔孫繼民 2009a, pp. 205-260〕。さらに赤木崇敏氏がその後の研究成果や実見調査の結果も踏まえ、さらに年代を整理した〔赤木 2012, pp. 74-75, 表 3〕。最終的に年代が特定されていない文書が数点あるが、これらの成果によれば、「宋西北文書」は宣和年間（1119～1125）から阜昌二年＝建炎四年（1131）までの文書群であることが分かる。とりわけ、宣和七年、靖康元年、靖康二年＝建炎元年、建炎二年の 4 年間の文書が 97 葉と圧倒的多数を占めていることが分かり、「宋西北文書」は北宋最末期から南宋最初期という極めて短い期間に集中していると言える。

また、「宋西北文書」には、神宗期（1068～1084）の将兵制⁽⁷⁾により各路に編制された軍事単位「将」の 1 つである鄜延路第七将が頻出する。さらに「宋西北文書」には延安府・保安軍・金湯城・徳靖寨・鄜延路第十将、延安府に治所を置いて鄜延路の軍事を統轄していた鄜延路経略安撫使司・鄜延路都総管司なども見える。「宋西北文書」に登場するこれらの機関は全て宋の対西夏前線であった鄜延路（参照）に属しており、「宋西北文書」が鄜延路においてやりとりされた文書群であることが分かるのである。

さらに、「宋西北文書」の内容について見ると、「訳注稿」や近藤 2005 でも取り上げられた、金湯城における軍糧不正問題の裁判案件が 41 葉と最多である。次には、陝西地域における西夏軍への対応や、開封陥落後の陝西地域の動向や軍備再建に関する文書が目立つ。他にも、弓箭手への衣服装備の供給、堡寨における軍備、逃亡兵の処置など、宋代陝西地域における軍事体制の末端に関連する文書がある。このように、ほぼ全てが軍事に関連する文書であると言える。さらに、裁判案件や逃亡兵の処置に関わる文書は司法制度について貴重な情報を提供してくれ、各文書の書式やそこから窺える授受関係などは文書制度に関わる貴重な情報を含んでいる。

(7) 将兵制については、羅球慶 1957, pp. 242-244; 王曾瑜 1983, pp. 95-102; 張徳宗 1983, pp. 208-209; 與座 2009; 2010; 伊藤 2011 などを参照。



地図 北宋末～南宋初の陝西地域

以上のように、「宋西北文書」は北宋最末期から南宋最初期における陝西地域の軍事情勢の細部を語ってくれるとともに、司法制度・文書制度の解明にも資する、極めて貴重な一次文書史料であると言える。

(2) 「宋西北文書」の性格

前節で述べたように、「宋西北文書」は貴重な史料群である。しかしながら、その性格については未解明な点があった。「はじめに」で述べた、①「宋西北文書」の原保管地と②西夏への流入の時期と経緯については、これまでいくつかの考えが提示されているものの、いずれも定説となるには至っていない。特に①は「宋西北文書」の内容の理解をも左右する問題である。本節では、「宋西北文書」の原保管地について、これまでの考えを整理した上で、私見を交えて述べてみたい。

近藤氏は 109-10 文書に見える朱印に「鄜延路」の文字があることを根拠に、「宋西北文書」の原保管地は延安府であるとの考えを示している〔近藤 2005, pp. 5, 7〕。また孫繼民氏は「宋西北文書」が鄜延路に属する各機関が作成した文書群であり、延安府に置かれていた鄜延路経略安撫使司に保管されていたとする〔孫繼民 2009a 前言, pp. 9-10〕。このように、「宋西北文書」が、本来延安府あるいは延安府に置かれた鄜延路経略安撫使司に保管されていたという考えが定着しているように思われる。

しかしながら、文書の授受関係に着目すれば、「宋西北文書」が本来は延安府あるいは鄜延路経略安撫使司に保管されていたというのは無理がある。確かに文書の発信者を見れば、鄜延路経略安撫使司・鄜延路都総管司・延安府・保安軍・金湯城・徳靖寨・策応環慶路軍馬・鄜延路第十将・漢弓箭手第三十一指揮などのほか、一兵士やその婦人、吏員などが文書の発信者となっており、極めて多様である。しかしその一方で文書の受信者は、明示されているものは 2 葉の例外を除き全てが鄜延路第七将である。⁽⁸⁾ 筆者はこの事実から、「宋西北文書」は延安府ではなく鄜延路第七将に保管されていたという考えを提示した〔伊藤 2012, p. 67, 注 20〕。

さらに赤木氏が、例外である 2 葉も鄜延路第七将に保管されていた可能性が極めて高いこと、これまで受信者が不明であった文書や鄜延路第七将以外が受信者だと思われていた文書が鄜延路第七将における事務処理のために作成された官司内文書であることを指摘している〔赤木 2012, pp. 36-78〕。

以上より、現時点で受信者が明らかとなっている文書は、全て鄜延路第七将が受信したことが分かる。⁽⁹⁾ これらの事実に鑑みれば、「宋西北文書」が鄜延路内の様々な機関や人々から鄜延路第七将に送られ、鄜延路第七将で保管されていたと考えるべきであろう。

(8) 2 葉の例外以外にも、先行研究が保安軍や延安府に宛てて送られたと解する文書はあるが、赤木氏が個々に指摘したように文書内容の誤解などによるもので、誤りである。

(9) 「宋西北文書」の発信者・受信者については、赤木 2012, pp. 74-75, 表 3 に一覧化されており、70 葉以上の受信者が鄜延路第七将であると確定できる。

なお、この鄜延路第七将の所在地については、従来は延安府の金明寨ではないかと推測されていたが〔李昌憲 1992, pp. 11, 17-18〕, 「宋西北文書」に金湯城・徳靖寨・通慶城など保安軍に属する堡寨が頻見することから、保安軍ないしは金湯城と考えられている〔「訳注稿」(一), p. 80; 近藤 2005, pp. 3-4〕. 筆者も、将が複数の堡寨を管轄して編制されることや、その指揮官である将官が知州や知軍を兼任することが見られることから、鄜延路第七将は金湯城・徳靖寨・通慶城などの堡寨を管轄下に置き、その官司は保安軍にあったのではないかと考えている。⁽¹⁰⁾

次に、「宋西北文書」の原保管地と関連する、西夏への流入時期と経緯について触れておく。陳瑞青氏や赤木氏がこれまでに提示されている諸見解を整理、検討しているが〔陳瑞青 2008; 赤木 2012, pp. 72-73〕, それらによれば以下のようになる。

流入時期 \ 流入経緯	西夏軍の獲得した戦利品	榷場交易を通じた流入
宋の支配期	阜昌二年の文書により不成立	阜昌二年の文書により不成立
齐国もしくは金の支配期	西夏軍と延安府の接点無し	<u>妥当な説</u>

この整理、検討によれば、齐国もしくは金が鄜延路を支配した時期に榷場交易を通じて西夏へ流入したとするのが妥当な考えとなる。しかしながら、両氏が整理したこれまでの諸見解には、文書の原保管地＝鄜延路第七将という前提はない。齐国もしくは金の支配期に、西夏軍が戦利品として獲得したという見解が、西夏軍と延安府との接点が見出せないために否定されていることから明らかなように、これまでの諸見解は、先に紹介した文書の原保管地＝延安府（もしくは鄜延路経略安撫使司）という前提に立っているのである。

(10) このような将の構成や組織については別稿で論じる予定である。なお、将の指揮官である将官が必ず知州や知軍を兼任するわけではないが、陝西地域においては兼任のケースが多いように思われる。

すでに述べたように、「宋西北文書」の原保管地が鄜延路第七将であると考えるべきであり、その鄜延路第七将の官司が保安軍にあったと考えられる。このような前提に立てば、「宋西北文書」の流入時期と流入経緯はどのように考えられるだろうか。

阜昌二年の文書により、宋の支配期についてはやはり戦利品説、榷場交易品説ともに成り立たない。齊国もしくは金の支配期については、保安軍と西夏軍との直接的な接点は見出し難く、戦利品説の可能性は低い。一方、金の支配期以降に設置された西夏との榷場は、実は保安軍にあった。以上に鑑みれば、史料的根拠はないが、保安軍にあった鄜延路第七将に保管されていた文書群が、反故紙として榷場へ流れ、榷場交易により西夏へ流入したと考えるのが、現時点では最も妥当であろう。

3. 「宋西北文書」の研究状況と先行研究の問題点

(1) 「宋西北文書」の研究状況

すでに「宋西北文書」を利用して多くの研究成果が発表され、その内容も極めて多岐に亘っているが、近藤一成氏と孫継民氏の成果をまず挙げるべきであろう。

日本でいち早く「宋西北文書」に着目した近藤氏は、自ら中心となった早稲田大学の研究班で、「宋西北文書」で最多の分量がある、金湯城における軍糧不正問題に関わる裁判案件 35 葉を取り上げ、訳注作業を行っている[「訳注稿」(一)～(三); 近藤 2005]。さらに各文書に解説を付すとともに、「宋西北文書」の基礎的な情報の整理、読解する上で必要となる事項や制度の説明なども行っている。これらは軍事前線における司法制度の一端も明らかにしているが、何よりも「宋西北文書」の全体像が漠然とした状況の中でなされたこれらの作業の価値は高く、また「宋西北文書」をいち早く日本の学界に知らしめた功績も看過できない。

一方、中国でも孫繼民氏を中心に、彼の指導する陳瑞青・張春蘭氏なども次々と研究を発表している。特に孫繼民氏は、「宋西北文書」全 109 葉の解題を付してその録文を提示するとともに、各文書の内容などに基づく編年整理も行っている〔孫繼民 2009a〕。すでに「叙録」でも各文書の解題や録文の提示はあったが、やや精確さを欠くとともに、釈読が行われていない文書もあった。孫繼民氏の録文はより精確なものとなっており、非常に有用である。また、「宋西北文書」は『文海』『文海雜類』のページ順に沿って 1～109 の番号が振られているため、番号の順番と内容は全く関係なく、関連文書の検索には難があった。氏の編年整理はこの点に大きく貢献している。

また、「叙録」で各文書に与えられた題名を不適切だとして、全文書に題名を付け直すことで、文書内容や作成年代などを一目瞭然のものとした。例えば、109-7 文書には、「叙録」では「鄜延路第拾将致本路第柒将牒」という題名が付けられていたが、それを「南宋建炎元年鄜延路第十将牒本路第七将为速将駐泊慶城軍保捷第二十九指揮郭仙監押前来事」という題名に改めている。この題名を一見するだけで、文書の作成年代（南宋建炎元年）、発信者（鄜延路第十将）、文書書式（牒）、受信者（本路第七将）、文書の案件内容（為速将駐泊慶城軍保捷第二十九指揮郭仙監押⁽¹¹⁾前来事）が分かるようになっている。なお、作成年代や発信者、受信者などが不明な場合は、某年、某司、某人などとなっている。

次に、「宋西北文書」を利用した成果により、「宋西北文書」の属する北宋最末期から南宋最初期における、陝西地域の情勢や宋夏関係に光が当てられた。

従来、この時期については宋金関係に研究者の注目が集まる傾向にあり、陝西地域の情勢や宋夏関係は断片的な編纂史料を引用してごくわずかに触れられる程度であった。しかし、「宋西北文書」中に見える「策应環慶路軍馬」「鄜延路第十将」「御前会合軍馬入援所」などの分析により、様々な事実が指摘されている。

(11) ただし後述するように、孫繼民氏の題名には文書内容の誤解などにより不適切な場合もあるので注意が必要である。

「策応環慶路軍馬」は宣和七年から靖康元年にかけて西夏軍が北宋の環慶路へ侵攻した際に、鄜延路から派遣された救援部隊と考えられる。このときの西夏軍の侵攻は、北宋への南進を開始した金軍の動きに呼応して陝西地域の北宋軍を牽制する目的があり、当時の金・西夏の蜜月関係を示すと言われている。⁽¹²⁾ 4葉に見える「鄜延路第十将隊将」なる楊仲興（もしくは楊仲興）の存在からは鄜延路に第十将が編制されたことが分かる。編纂史料中には鄜延路では第九将までしか確認できず、当時の陝西地域を取り巻く情勢に対応するために、第十将が臨時的に編制されたと考えられる。

「御前会合軍馬入援所」とは靖康元年十一月に金軍南進の報を受けて陝西五路宣撫使として陝西地域での勤王軍の糾合を命じられた范致虚が、翌閏十一月の開封陥落を知りその救援を目的として中央の命を受けることなく臨時的に組織した軍団である。後に開封に向けて進撃するものの、西夏軍への対応などにより陝西地域の足並みが揃わず、靖康二年三月に金軍の迎撃に遭って大敗・四散し、范致虚は残兵とともに潼関へ撤退する。御前会合軍馬入援所は南宋成立後の建炎元年七月に、高宗の命により范致虚が陝西五路宣撫使を解かれるまで存続したと考えられる。⁽¹³⁾ また、筆者はこの入援所潰滅後の109-28文書中に南宋成立時（建炎元年五月一日）に降された赦書が引用されていることを発見し、さらに開封陥落により中央政府から一時的に切り離されていた陝西地域が、入援所の潰滅直後の靖康二年四月に軍備の建て直しを図っていたことや、南宋成立直後の建炎元年五月にはすでに陝西地域と中央政府が連絡を復活させ、連携して金軍へ対応しようとしていたことを指摘した〔伊藤2012〕。⁽¹⁴⁾

以上のように、「宋西北文書」からは、北宋最末期から南宋最初期、すなわち金の勃興により東ユーラシアの国際情勢が大きく変動し、再編されつつある

(12) 策応環慶路軍馬を論じたものに、孫継民2002; 陳瑞青2006; 2007b; 2010c などがある。

(13) 御前会合軍馬入援所の概略については、孫継民・張春蘭2005; 張春蘭2005 に詳しい。またその他、陳瑞青2005; 張春蘭2008 でも論及されている。

(14) 伊藤2012刊行後に、陳瑞青氏が109-28文書に引用される赦書が南宋成立時に降された赦書であると指摘しているのを知った〔陳瑞青2011〕。合わせて参照されたい。

時期において、その情勢の変化に陝西地域あるいは成立直後の南宋中央政府がどのように対応しようとしたのか、あるいは当該時期の金・宋・西夏の角逐などが明らかにされている。

また、建炎二年十一月に起こった王庶拘禁事件の具体的な経緯が明らかにされた〔孫繼民 2006b〕。この事件は、鄜延路経略安撫使・知延安府であると同時に節制陝西六路軍馬として陝西地域全体の軍事を統轄していた王庶が、延安府陥落後に知鎮戎軍兼涇原経略司統制官の曲端のもとに身を寄せたものの、拘禁された上に節制使の印まで奪われたというものである。曲端による王庶の拘禁は、西夏軍・金軍による軍事的圧力が増す中で一致団結した対応に迫られていた陝西地域を大きく動揺させ、その後の陝西地域の失陥にも影響しており、その具体的な経緯が明らかとなった意義は大きい。

この他、これまで深く追及されてこなかった宋代軍事体制の実態や細部に迫る研究も多く発表されている。それらを列挙すれば、蕃兵や弓箭手〔孫繼民 2007a; 陳瑞青 2010a; 朱徳軍 2010〕、前線部隊や堡寨の装備〔孫繼民 2007b〕、指揮官の親兵である背嵬や白直〔楊倩拙 2008; 陳瑞青 2010b〕、逃亡兵の処置〔張春蘭・陳瑞青 2004〕などが論じられている。

以上、「宋西北文書」を利用した軍事に関連する研究を紹介してきた。一方で、「宋西北文書」によって進展したテーマに文書制度の研究が挙げられる。宋代史において一次文書史料は極めて乏しく、それらを利用する文書制度の研究は未開拓であったと言える。「宋西北文書」は、宋代史における一次文書史料を利用した文書制度の研究の途を拓いたとも言えるのである。

文書制度に関わる研究には、陳瑞青 2007a; 孫繼民 2006a; 孫繼民・陳瑞青 2006; 2007 などがある。宋代史研究では、膨大な研究蓄積のある敦煌・トゥルフアン文書研究や日本古代史研究とは異なり、一次文書史料を扱うノウハウが乏しいため様々な面で誤解なども見られるが、いずれも先駆的な業績である。

(15) 先行研究に見られる誤解については次節で指摘する。

さらに、宋代文書制度研究に大きなインパクトを与えると思われるのが、赤木氏による成果〔赤木 2012〕である。赤木氏は「宋西北文書」全 109 葉を通覧した結果、まず『司馬氏書儀』や『慶元條法事類』、ならびに「宋西北文書」中に見える実例をもとに宋代に使用された文書書式を抽出・復元した。その上で、先行研究では「草稿」とされていた〔孫繼民・陳瑞青 2006; 2007〕文書が草稿ではなく、廊延路第七將における事務処理のために作成され、実際に⁽¹⁶⁾ 発出・処理された官司内文書であることを明らかにした。敦煌・トゥルファン文書を利用して唐代の文書行政の全体像を描いている赤木氏〔赤木 2008; 2012 (近刊)〕が、一次文書史料を扱うノウハウを宋代史研究に齎したことで、今後の「宋西北文書」研究が一段階進むことが期待されるだろう。

(2) 先行研究の問題点と課題

前節に述べたように、これまでの研究の内容が多岐に亘っていることから、「宋西北文書」は今後も多くの研究者に利用されると思われる。しかしながら、今後の研究の基礎となるであろう近藤 2005 や孫繼民 2009a をはじめ、多くの先行研究には文書に対する根本的な誤解や誤り、注意を要する点が見られる。

先行研究に見られる誤解として多いのは、文書末尾にある別筆の判辞（処決文言）・日付・押字（署名）ならびに日付の上に押された朱印などを、発信者によるものだと考えている点である。これらが文書受領の手続きにおいて記入・押印されたものであり、文書の発信者によるものではないことは、赤木氏が詳細に論じている〔赤木 2012, pp. 63-67〕。この点は、文書の発信者や受信者を取り違えるということにも結びつき、孫繼民氏による文書題名の誤りもこれに起因する⁽¹⁷⁾ので、注意が必要である。

また「宋西北文書」には多くの朱印が捺されている。『メンシコフ目録』で朱印の印文が提示されているものもあり、「叙録」や本書でも概ね無批判に踏

(16) このような文書の特徴に、1 行目冒頭に「検」と大書すること点があることから、赤木氏は仮に「検文書」と名付けている〔赤木 2012, p. 35〕。

(17) 個々の例については赤木 2012, pp. 76-78 参照。

襲されているようである。しかしながら、そもそも印文に使用される印篆は独特であり、「宋西北文書」は『文海』『文海雜類』の西夏文字の裏写りもあるため、文書を実見しても印文の判読は非常に困難であった。現時点で筆者の実見により判読できたのは「延安／府印」（109-46 文書）や「鄜延路／第七将／司之印」（109-66 文書）などわずかだが、『メンシコフ目録』の読みを正すことができた。朱印の判読は困難な作業ではあるが、判読できれば文書の受信者や発信者が特定可能となる。

さらに、今後は文書の書式や機能も深く追及していく必要がある。赤木氏がすでに7種類の書式を抽出しているが、個々の機能の分析は進んでいない。文書の書式・機能、受信者と発信者などを総合的に分析することは、宋代の地方統治体制における各機関の統属関係や上下関係を明らかにし、宋代の地方文書制度の全体像の把握にも繋がると思われる。

おわりに —— 今後の展望 ——

本稿の結びに代えて、「宋西北文書」研究の展望について考えてみたい。すでに指摘され、また本稿でも述べてきたように、「宋西北文書」は宋代史における貴重な一次文書史料である。今後も、宋代の軍事情勢や軍事体制、司法制度・文書制度の実態や詳細の解明に貢献することは疑う余地がない。

その一方で、109 葉という数量的な僅少さに加え、時期的・地域的な限定、内容の軍事への偏りなどという側面があることも否めず、例えば宋代文書行政の全体像を「宋西北文書」のみから描くことは不可能かもしれない。

しかしながら、近年の宋代文書制度研究では編纂史料に加え、石刻史料や『宋人佚簡』、入宋僧成尋の『参天台五臺山記』などを利用した成果が次々と

生まれている⁽¹⁸⁾。宋代史における一次文書史料が急激に増えることは今後期待できず、これらの史料や研究成果と「宋西北文書」をうまく結びつけながら、宋代文書制度の全体像を描く試みが求められよう。

さらに、宋代という時代の枠を超えた、通時的な研究成果も期待できる。これまで中央アジア各地から出土した漢文文書は4～14世紀という時期に亘っていたが⁽¹⁹⁾、11～12世紀が空白となっていた。しかし、109葉という数量的な限界はあるものの、「宋西北文書」はこの時期的な空白を埋めてくれるのである。敦煌・トゥルフアン文書の主要なコレクションは早くに写真図版が出版され、インターネットで画像を閲覧することもできる。カラホト文書については、『俄藏黒水城』の刊行に続き中国内蒙古自治区所蔵文書を収録した『中国蔵黒水城』も待望の刊行を見ることとなった⁽²⁰⁾。このような史料状況の好転により、各時代の文書行政のありかた、ならびに継承や変遷を通時的に辿る素地が整ったと言える⁽²¹⁾。このような研究を個人で進めるのは到底不可能であるので、共同研究などのプロジェクトが必要となろう⁽²²⁾。

(18) 編纂史料を用いたものに平田 2007; 2009; 小林 2009a, 石刻史料を用いたものに小林 2009b; 2010, 『宋人佚簡』を用いたものに孫繼民・魏琳 2011, 『参天台五臺山記』を用いたものに遠藤 2002 などがある。

(19) 代表例を挙げれば、トゥルフアン出土文書(4～8世紀)、敦煌出土文書(5～11世紀、13～14世紀)、カラホト出土文書(13～14世紀)などである。

(20) 『中国蔵黒水城』については船田 2011 で簡潔に紹介されている。また孫繼民氏は『俄藏黒水城』『中国蔵黒水城』の刊行により膨大な量のカラホト文書が公開されたことを受け、敦煌学・トゥルフアン学とならぶ「黒城学」を提唱している[孫繼民 2007c; 2009b]。

(21) 例えば、「宋西北文書」から分かる宋代の文書書式の一つとして「割付式」がある。この割付の書式は、『中国蔵黒水城』に収録されているモンゴル時代の漢文割付文書とほぼ共通していることが分かる。さらに、明初の文書書式を伝える『洪武禮制』の「署押體式」には割付式があり、それも宋代、モンゴル時代の割付と共通する書式を備えていたことが分かる。すなわち、この割付の事例からは、宋代からモンゴル時代を経て明初に至るまでの文書制度の通時性を垣間見ることができるのである。

(22) 現在、大阪大学大学院文学研究科の荒川正晴教授を代表として進められている、科学研究費補助金基盤研究(A)「シルクロード東部の文字資料と遺跡の調査——新たな歴史像と出土史料学の構築に向けて——」はこのようなプロジェクトである。

略号

- 『俄藏黑水城』= 俄羅斯科学院東方研究所聖彼得堡分所・中国社会科学院民族研究所・上海古籍出版社（編）『俄羅斯科学院東方研究所聖彼得堡分所藏黑水城文獻』第 1-16 卷，上海古籍出版社，1997-2011+.
- 『中国藏黑水城』= 塔拉・杜建録・高国祥（主編）『中国藏黑水城漢文文獻』全 10 卷，国家図書館出版社，2008.
- 『刊本写本目録』= З. И. Горбачева; Е. И. Кычанов, *Тангутские рукописи и ксилографы*, Москва, 1963.
- 『メンシコフ目録』= Л. Н. Меньшиков; фонд, П. К. Козлова; приложения составил Л. И. Чугуевский, *Описание китайской части коллекции из Хара-хото*, Москва, 1984.
- 『孟黒録』= 孟列夫（著）・王克孝（訳）『黒城出土漢文遺書叙録』寧夏人民出版社，1994.
- 「叙録」= 孟列夫・蔣維崧・白濱「叙録 宋西北辺境軍政文書」『俄藏黑水城』第 6 卷，pp. 49-59.
- 「訳注稿」（一）～（三）= 早稲田大学宋代史ゼミナール「『俄藏黑水城文獻』宋西北辺境軍政文書 裁判案件訳注稿（一）（二）（三）」『史滴』25, 2003, pp. 78-99; 『史滴』26, 2004, pp. 73-121; 『史滴』27, 2005, pp. 184-213.

文献目録（著者名 ABC 順）

赤木崇敏 AKAGI Takatoshi

- 2008 「唐代前半期の地方文書行政—— トウルファン文書の検討を通じて——」『史学雑誌』117-11, pp. 75-102.
- 2012 「宋代「検文書」攷——「宋西北辺境軍政文書」の性格——」『大阪大学大学院文学研究科紀要』52, pp. 33-89.
- 2012（近刊）「唐代官文書体系とその変遷—— 牒・帖・状を中心として——」平田茂樹・遠藤隆俊（編）『外交史料から十～十四世紀を探る』（東アジア海域叢書 7），汲古書院.

白濱 BAI Bin

- 2003 「『俄藏黑水城文獻』中の宋代文獻」張其凡・范立舟（主編）『宋代歴史文化研究（続編）』人民出版社，pp. 394-406.

陳瑞青 CHEN Ruiqing

- 2005 「從『勾集劄』看入援西軍的命運」『承德民族師專學報』25-1, pp. 53-54, 84.
- 2006 「黒水城所出宋代統制司相關文書考釈」『敦煌學輯刊』2006-3, pp. 67-71.

- 2007a 「從俄藏黑水城文獻看宋代公文の貼黃制度」『中華文史論叢』86, pp. 345-358.
- 2007b 「俄藏黑水城出土宋代統制司文書初探」沈衛榮・中尾正義・史金波（主編）『黑水城人文と環境研究』中国人民大学出版社, pp. 549-561.
- 2008 「開創黑水城宋代文獻研究的新局面」『中国史研究』2008-4, pp. 25-29.
- 2010a 「黑水城文獻所見宋代蕃兵制度的新变化」『民族研究』2010-3, pp. 101-103.
- 2010b 「俄藏黑水城宋代文獻所見差破“白直人兵”文書考」『西夏学』5, pp. 65-69.
- 2010c 「從黑水城宋代文獻看兩宋之際宋夏關係」『江漢論壇』2010-10, pp. 77-79.
- 2011 「黑水城所出南宋初年施行赦書文書考釈」『西夏学』8, pp. 234-237.
- 遠藤隆俊 ENDŌ Takatoshi
- 2002 「宋代中国のパスポート——日本僧成尋の巡礼——」『史学研究』237, pp. 60-86.
- 船田善之 FUNADA Yoshiyuki
- 2011 「モンゴル帝国（大元）史研究における漢語文書史料について」『歴史と地理』649, pp. 54-58.
- 平田茂樹 HIRATA Shigeki
- 2007 「宋代地方政治管見——笥子、帖、牒、申状を手掛かりとして——」『東北大学東洋史論集』11, pp. 207-230.（改題再録：「文書を通して見た宋代政治——「笥子」, 「帖」, 「牒」, 「申状」の世界——」平田 2012, pp. 295-318）
- 2009 「宋代文書制度研究の一個嘗試——以「牒」・「関」・「諮報」為線索」『漢学研究』27-2, pp. 43-65.（日本語訳・改題再録：「文書を通して見た宋代政治——「関」, 「牒」, 「諮報」の世界——」平田 2012, 319-342）
- 2012 『宋代政治構造研究』汲古書院.
- 伊藤一馬 ITŌ Kazuma
- 2011 「北宋における将兵制成立と陝西地域——對外情勢をめぐって——」『史学雑誌』120-6, pp. 39-61.
- 2012 「南宋成立期の中央政府と陝西地域——「宋西北辺境軍政文書」所見の赦書をめぐって——」『東方学』123, pp. 54-69.
- 小林隆道 KOBAYASHI Takamichi
- 2009a 「宋代「備准」文書と情報伝達——朱熹『紹熙州県秩奠儀図』「文公潭州牒州学備准指揮」の分析から——」『九州大学東洋史論集』37, pp. 58-92.
- 2009b 「宋代「文書」の様式と機能——蘇州玄妙觀「天慶觀尚書省笥并部符使帖」——」『史滴』31, pp. 102-132.

- 2010 「蘇州玄妙觀元碑「天慶觀甲乙部符公據」考 —— 宋元交替期の宋代「文書」 —— 」『東洋學報』92-1, pp. 27-54.
- 近藤一成 (研究代表) KONDŌ Kazunari
- 2005 『黒水城出土宋代軍政文書の研究』平成15年～16年度科学研究費補助金 基盤(C)(2)研究成果報告書, 早稲田大学.
- 李昌憲 LI Shangxian
- 1992 「宋代將兵駐地考述」『大陸雜誌』85-5, pp. 9-18.
- 羅球慶 LUO Qiuqing
- 1957 「北宋兵制研究」『新亞學報』3-1, pp. 169-270.
- 孫繼民 SUN Jimin
- 2002 「關於黒水城所出一件宋代軍事文書的考釈」同『唐代瀚海軍文書研究』甘肅文化出版社, pp. 228-240. (再録: 孫繼民 2009a, pp. 273-282)
- 2006a 「黒水城所出《宋靖康元年趙德誠狀》考釈」盧向前 (主編)『唐宋變革論』黃山書社, pp. 455-463. (再録: 孫繼民 2009a, pp. 283-294)
- 2006b 「俄藏黒水城宋代文書所見宋高宗建炎二年(1128年)王庶被拘事件」姜錫東・李華瑞 (編)『宋史研究論叢』7, 河北大學出版社, pp. 222-235. (再録: 孫繼民 2009a, pp. 321-332)
- 2007a 「俄藏黒水城文獻宋代小胡族文書試釈」『中華文史論叢』2007-2, pp. 327-343. (再録: 孫繼民 2009a, pp. 333-343)
- 2007b 「火器發展史上的重要文獻 —— 新刊偽齊阜昌三年(1132)文書解読」『敦煌吐魯番研究』10, pp. 331-343. (再録: 孫繼民 2009a, pp. 366-379)
- 2007c 「黒城學 —— 一個更為貼切學科定名」『河北學刊』2007-4, pp. 91-95.
- 2009a 『俄藏黒水城所出《宋西北邊境軍政文書》整理與研究』中華書局.
- 2009b 「敦煌學視野下的黒水城文獻研究」『南京師大學報(社會科學版)』2009-3, pp. 64-70.
- 孫繼民 SUN Jimin・陳瑞青 CHEN Ruiqing
- 2006 「試釈幾件俄藏黒水城宋鄜延路公文草稿」『西夏學』1, pp. 91-98. (再録: 孫繼民 2009a, pp. 344-358)
- 2007 「分藏異國的宋代鄜延路經略安撫使司檔案」劉進寶・高田時雄 (主編)『轉型期的敦煌學』上海古籍出版社, pp. 353-364.
- 孫繼民 SUN Jimin・魏琳 WEI Lin
- 2011 『南宋舒州公牘佚簡整理與研究』上海古籍出版社.

孫繼民 SUN Jimin・張春蘭 ZHANG Chunlan

- 2005 「俄藏黑水城宋代“御前会合軍馬入援所” 相關文書考釈」『出土文献研究』7, pp. 319-331. (再録: 孫繼民 2009a, pp. 306-320)

王曾瑜 WANG Zengyu

- 1983 『宋朝兵制初探』中華書局.

楊倩描 YANG Qianmiao

- 2008 「從俄藏黑水城文献看宋代的“背嵬”」姜錫東・李華瑞(主編)『宋史研究論叢』9, 河北大学出版社, pp. 629-636.

與座良一 YOZA Ryoichi

- 2009 「北宋の将兵法について」『東洋学報』91-3, pp. 33-69.
2010 「北宋期, 陝西における将兵法について」『鷹陵史学』36, pp. 23-45.

張春蘭 ZHANG Chunlan

- 2005 「《宋靖康二年某路經略安撫司牒為施行赦書事》考釈」『文物春秋』2005-2, pp. 65-68, 78.
2008 「俄藏黑水城宋代軍政文書所見“西軍”潰散兵員問題探析」『辺疆考古研究』7, pp. 283-291.

張春蘭 ZHANG Chunlan・陳瑞青 CHEN Ruiqing

- 2004 「《宋建炎二年(1128年)德靖寨牒某指揮為招収延安府脱身官兵事》考釈」『延安大学学报(社会科学版)』2004-6, pp. 125-128.

張德宗 ZHANG Dezong

- 1983 「北宋的禁兵制度」中州書画社(編)『宋史論集』中州書画社, pp. 202-215.

朱德軍 ZHU Dejun

- 2010 「宋代西北辺境弓箭手供給問題的歷史考察——以俄藏黑水城文献為中心」『西夏学』5, pp. 70-78.

【付記】本稿は平成23年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費), 科学研究費補助金基盤研究(A)「シルクロード東部の文字資料と遺跡の調査——新たな歴史像と出土史料学の構築に向けて——」(研究代表・荒川正晴)による成果の一部である。

【補記】本稿脱稿後, 孫繼民等著『俄藏黑水城漢文非仏教文献整理与研究(上)(中)(下)』(北京師範大学出版社, 2012年3月)が刊行された。「宋西北文書」を除くカラホト出土漢文文書の整理を行うとともに, 「宋西北文書」を含むカラホト出土文書を利用した孫繼民・楊倩描・陳瑞青・魏琳氏の研究も多数収録されているので(再録も含む), 合わせて参照されたい。